

公的年金に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成19年6月25日

提出者

25番 深 沢 達 也

10番 桑 津 昇太郎

21番 田 辺 あき子

23番 斉 藤 シンイチ

26番 桜 井 和 実

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義 殿

## 公的年金に関する意見書

公的年金は、国民の高齢期等における生活を支える重要な制度です。

ところが、年金保険料の納付記録の管理があまりにもずさんであったという実態が明らかになりました。そのため保険料を納めたのに年金が受け取れない、あるいは本来の受給額より少ない額しか受け取っていないという国民がいることが判明しました。社会保険庁は、これまでも数々の不祥事によって国民の信頼を裏切ってきましたが、今回の問題によって国民の年金不信は一層高まっています。

本議会は、当該者への速やかな対応をはじめ、国に対し、下記事項の実施を強く要望します。

### 記

- 1 国民がこれまで納付した保険料に見合った年金を確実に受給できるようにすること。
- 2 今日の事態に至った原因の全容を解明し、国民の前に明らかにすること。
- 3 国民的議論と理解をふまえた公的年金制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月 日

武蔵野市議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

— あて